

②⑩ かさま消費者大学～消費生活マイスター養成講座～

問・申 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ「トモア」内)

TEL 0296-73-6877 FAX 0296-77-1313

月～土曜日 午前9時～4時(日曜、第2・第4火曜は休館日)

「かさま消費者大学」では、現在48名の消費生活マイスターが地域の見守り役として活動しています。今回は消費者問題などについて、幅広く学ぶ講座を行います。

お住まいの地域などで「消費生活マイスター」として活躍してみませんか。

回	日時(令和7年)		内容
1	1月18日(土)	午後1時30分～3時30分	開講式 寸劇「消費生活被害」 消費者トラブルの予防と解決を考える
2	2月6日(木)		典型的な消費者トラブルの事例と対策方法 多重債務トラブルについて
3	2月13日(木)		消費者被害から身を守るには(詐欺被害など) 相続と消費「エンディングノート」の必要性
4	2月20日(木)		その資料使って大丈夫?「著作権」について 笠間市消費生活マイスターの役割について 閉講式

※消費生活マイスターへの登録は、4回の講座すべての受講が必須です。

場所 地域交流センターともべ「トモア」会議室(笠間市友部駅前1-10)

講師 茨城県警察、弁護士、コスモス成年後見サポートセンター、行政書士、消費者サポート
いばらき ほか

対象 市内在住または在勤の方(消費生活マイスターの登録は市内在住で18歳以上の方)

定員 50名(先着順)

参加費 無料

申込方法 窓口で直接または電話、FAXでお申し込みください。

申込期限 令和7年1月10日(金)

②⑪ アライグマ防除従事者講習会

問 環境政策課(内線125)

申 県 環境政策課 TEL 029-301-3044

県全域で、野生化したアライグマの被害が深刻化しつつある状況です。県が主催する講習会に参加し、受講証の交付を受ければ、狩猟免許を持たなくても、箱わなを用いてご自宅などでアライグマを捕獲できるようになります。ぜひご参加ください。

日時 令和7年1月22日(水) 午後1時30分～4時

場所 土浦合同庁舎3階 第1会議室

内容 (1)アライグマを捕獲するにあたっての基礎知識
(2)修了試験(用具の取扱い)

対象 県内在住の方

参加費 無料

申込方法 右の二次元コードからまたは電話でお申し込みください。

申込期限 12月26日(木)



申し込みはこちら

「犬のフン」は飼い主が持ち帰りましょう。